



MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.29-6 2018.6.5

源泉所得税の納期特例分の納期

給与等に係る源泉所得税の納付について納期特例制度を適用している事業所においては本年1月から6月までの給与等の支払分に係る源泉所得税について、**7月10日(火)**が納期限となります。

源泉所得税は、納付が1日でも遅れると、不納付加算税(注1)や延滞税(注2)が課せられる場合がありますので、ご注意ください。

(注1) 税務署からの指摘により納付を行う場合 10% (自主的に納付した場合 5%)

(注2) 納期限の翌日から2月を経過する日迄 2.6%

納期限の翌日から2月を経過した日以後 8.9%

経営者初級講座 第2回参加者募集

6月20日(水) 税理士法人柳澤会計・研修室において、「がんばる経営者のための経営者初級講座 全3回」第2回「会社経営と税金」を開講致します。

会社の最新の状況を読み取り、会社をより良い方向へ導いていくという、経営者の仕事に役立てていただきたく、決算書の読み方・活かし方についてお話をさせていただきます。第2回以降につきましては下記のスケジュールにて行います。経営に役立つ情報を提供して参りますので、是非ご参加ください。

参加締め切り期限は特別設けておりません。

当日のご参加申し込みも承りますので、詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。いただき、お気軽にお問合せ下さい。

第1回	第2回	第3回
4月11日(水)	6月20日(水)	9月19日(水)
決算書の読み方 活かし方	会社経営と 税金	会社を伸ばす 計画づくり

経営革新サマーセミナーのお知らせ

毎年恒例の「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催します。多くの方のご出席をお待ちしております。

経営革新サマーセミナー

日時：2018年8月30日(木)

15:00~17:30(予定) ※終了後懇親会

場所：茅野市民館2Fコンサートホール

※内容・講師については、次号で発表致します。お楽しみに！



新・事業承継税制がわかる！

平成30年度税制改正で抜本的に拡充された“今話題の事業承継税制”。時限措置として新たに設けられた新制度の概要、適用要件、注意点などの重要ポイントを数回にわたり解説していきます。

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます！

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

【1】制度改正の背景

中小企業の事業承継が喫緊の課題であり、日本経済に与える影響が非常に大きいことを、国は明確に認識しました。経営者の高齢化が急速に進展しており、これを放置すると10年間で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われると試算されています。しかし、これまでの事業承継税制は、制度ができて8年ほど経過していますが、この間の利用件数は累計で2,000件程度にすぎませんでした。

この深刻な事業承継問題に対処するため、事業承継税制の特例措置を時限的に創設しました。具体的には、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う経営者を対象に、現在の事業承継税制を抜本的に拡充した新制度が創設されました。この制度を有効に活用することで、円滑な事業承継が可能になります。

【2】新制度の特例事業承継税制

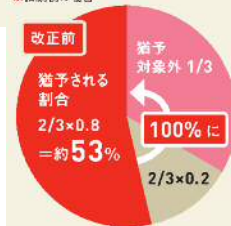
1 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、猶予割合を100%に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにします。

⇒入口の要件の緩和で事業承継に係る負担が最小化しました。

「発行済株式の全株が対象」「100%納税猶予」となり、贈与税や相続税の負担なしに事業承継が可能になりました。

1 猶予割合の拡大とは

※相続税の場合



2 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援します。

⇒先代経営者だけでなく奥様やご兄弟が保有している株式の後継者への贈与も対象となりました。

3 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能にします。 ※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

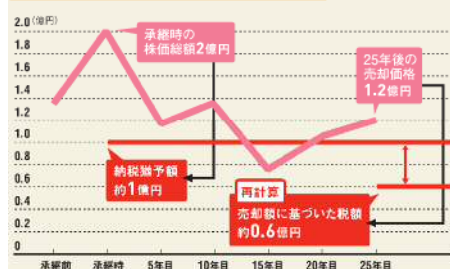
⇒雇用維持要件は実質撤廃となりました。

4 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

⇒これまでの、業績が悪化し株価が大幅に下落しても、事実上の倒産など限られた場合にしか、猶予された税額の免除がされませんでした。

新制度では業績が悪化しM&Aで譲渡したり解散するなどした場合には、その時の評価額を基に納税額を計算し承継時の納税額との差額を減免してくれます。

4 納税額の再計算とは(イメージ)



Q キャッシュフローってなに？

1. 「キャッシュフロー」とは？

キャッシュフローとは、文字通り、「お金（キャッシュ）の流れ（フロー）」です。このお金の流れを数値で示した書類を「キャッシュフロー計算書」といい、上場会社等においては、その作成・開示が義務付けられています。

2. 「キャッシュフロー計算書」と「貸借対照表・損益計算書」

損益計算書に表示されている売上や利益は、未回収の売上や未払いの仕入や経費を計上しているため、実際に残っている現金残高と一致せず、貸借対照表・損益計算書では、実際のお金の流れがわかりにくくなっています。そのため、キャッシュフロー計算書を作成してお金の流れを把握する必要があります。

3. 「キャッシュフロー」の重要性

上述したとおり、会計上の「利益」と「現金」はイコールではありません。損益計算書上で、利益が出ているように見えても、回収や支払のタイミングによっては、現金が不足するケースも発生します。手元のキャッシュが増えなければ、資金繰りは悪化し、借入金の返済や仕入れ代金の支払いのために資金借入れが必要になります。キャッシュフローが悪いと最悪の場合、利益が出ているでも倒産してしまう、「黒字倒産」に追い込まれます。

経営状態の健全性を判断するためにも、「キャッシュフロー計算書」を作り、資金の流れを把握していることが必要です。



Q 金融機関は、会社のどこを見ているの？

1. 金融機関は、こんな会社にお金を貸したい！

- ・お金がある会社（キャッシュフローが良い会社）
- ・良い決算書の会社
- ・取引実績がある会社
- ・将来性がある会社

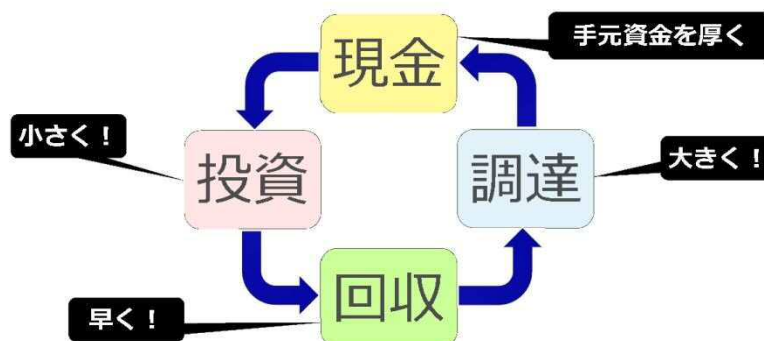
格付けがいい、安全性・収益性・成長性・将来性が高く、債務の返済能力がある会社に金融機関はお金を貸したいと思います。特に最近の金融機関の方針は、「事業性評価」を重視する方向にシフトしています。

※事業性評価・・・企業の事業内容や成長可能性などの評価。



2. 「お金がある会社」の作り方

「お金がある会社」にしていくには、投資（支出）は小さく、回収は早く、調達（収入）は大きくすることで、手元資金を厚くする、「儲かる会社のサイクル」を実現して、安定した経営を行うことが重要です。



(橋本健治)

事業承継補助金

中小企業庁より、事業承継に関連する補助金の公募が開始されました。補助率や上限額は下の通りです。

タイプ	事業転換 (事業や拠点の 廃止を伴うもの)	補助率	補助 上限額	対象となる取組
①後継者承継支援型 「経営者交代タイプ」	無	2/3 (個人事業主を含む小規模 企業者※)	200万円	親族内承継 外部人材招聘など ※下記の②事業再編・事 業統合支援型に該当する ものを除く。
		1/2 (上記以外の者)	150万円	
	有	2/3 (個人事業主を含む小規模 企業者※)	500万円	
		1/2 (上記以外の者)	375万円	
②事業再編・事業統合 支援型 「M&Aタイプ」 7月上旬頃公募予定	無	2/3 (採択上位)	600万円	合併 会社分割 事業譲渡 株式交換・株式移転 株式譲渡など M&A等を伴う取組。
		1/2 (上記以外の者)	450万円	
	有	2/3 (採択上位)	1,200万円	
		1/2 (上記以外の者)	900万円	

※ 個人事業主については、小規模企業者である個人事業主に限ります。なお、「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)の事業者を指します。

①後継者承継支援型「経営者交代タイプ」

事業承継をきっかけとした経営革新や事業転換を支援することを目的とした補助金です。公募期間は平成30年4月27日～6月8日で、平成30年12月31日までに事業承継を行う必要があります。

②事業再編・事業統合支援型「M&Aタイプ」

事業再編・事業統合をきっかけとした経営革新や事業転換を支援することを目的とした補助金です。平成30年7月上旬頃に公募予定となっています。

いずれのタイプも地域経済に貢献する中小企業者を応援することを目的とした補助金です。詳しい要件等については事業承継補助金事務局 HP (<https://www.shokei-29hosei.jp/>) をご参照下さい。 (北原隆幸)

職員コラム ～ 笑顔を探す ～

石川 凌

物事の見え方を変えるだけで人生が大きく変わる。ある書籍を読んでから最近はずっと日常生活で意識しています。代表的な例だと、コップ一杯の水があります。これを、「たったコップ一杯しかない」と感じるのか、「コップ一杯もある」と感じるのか。感じ方や価値観は人それぞれだとは思いますが、普段の生活で少し意識を変えて、ポジティブな表現に置き換えると少し人生が充実するようになります。

気持ちがポジティブだと仕事の効率や人間関係も良好になる傾向があります。外国である実験が行われました。その実験は「笑顔を探すゲーム」。複数枚ある顔写真の中から、笑顔の写真をタップしていくというものです。この実験に参加した学生は試験への自信や集中力が向上し、会社で働く人はストレスが低下し勤務成績が向上したという結果が出ています。ポジティブな環境は仕事の効率化を図れるとともに良いことへの察知能力も高くなり人間の幸福度を高めていくそうです。

しかし、人間は慣れてしまう生き物です。良いことにも悪いことにも。良いことも当たり前になると何も感じなくなり、悪いことに慣れてしまうと、心を閉ざしてしまい、成長できなくなってしまう。そんな時には、周りを見て、笑顔を探すゲームをしてみると良いかもしれません。笑顔を見つけるのが得意な人。そんな素敵な人になれるよう努力しています。

